

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	競輪事業撤退に伴う損害賠償請求事件について	公営事業部 事業課
2	新たな開発許可制度（案）について	都市部 開発審査課
3	境界確定等請求控訴事件について	建設部 土木管理課
4	下水道使用料に係る減免制度の見直しについて（答申）	下水道部 下水道総務課

平成29年 4 月20日



競輪事業撤退に伴う損害賠償請求事件について

1 事件の概要

神奈川県競輪組合が予告期間を置かずに競輪事業から撤退したことに伴い、本市が賃料収入を得られなくなる損害を被ったため、同競輪組合に対する賃貸借契約上の信義則に基づく損害賠償請求権を取得したことを主張し、損害額（2年間分の賃借料に相当する2757万742円）の賠償を求め、平成28年1月29日付けで同競輪組合の債務を承継した神奈川県、横浜市及び横須賀市を被告として提訴した。

2 訴訟の経過

平成28年 1月29日 横浜地方裁判所小田原支部に訴状を提出
平成28年 3月18日 横浜地方裁判所小田原支部にて第1回口頭弁論
平成28年 7月 8日 横浜地方裁判所小田原支部にて第2回口頭弁論
平成28年 9月16日 横浜地方裁判所小田原支部にて第3回口頭弁論
平成28年12月 9日 横浜地方裁判所小田原支部にて第4回口頭弁論・結審
平成29年 3月31日 横浜地方裁判所小田原支部にて判決言渡
(平成29年 4月14日 控訴期限)

3 判決内容

(1) 判決主文

- ア 原告の請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 争点

- ア 競輪組合が予告期間を置かずに競輪事業から撤退し、小田原競輪場において競輪を施行しないことが、信義則上の義務に違反するか。
- イ 損害額

(3) 裁判所の判断

- ア 競輪事業撤退が予測し得たものであり、信義則に反するものではなく、賃貸借が継続されるという市の期待は、理解はできても法的保護に値するものではないといわざるを得ない。
- イ 信義則に反することがないので、損害賠償義務を負うこともない。

4 判決に対する対応

裁判所の判断は、市として承服しかねるものであったため、控訴することを含めて顧問弁護士を交えて協議したが、控訴をしても本市の主張が認容される余地は極めて少ないとの判断に至ったため、控訴しないこととした。



新たな開発許可制度（案）について

1 これまでの経過

市では、平成27年8月に都市計画審議会に対し、「市街化調整区域の土地利用のあり方」について諮問し、平成28年8月に答申書が提出された。

これを受け、新たな開発許可制度を創設するため、これまでの既存宅地開発許可制度及び優良田園住宅型連たん区域開発許可制度の見直し再編を行い、新たな開発許可制度（原案）を作成し、平成28年12月開催の建設経済常任委員会において報告した。その後、この原案について市民、関係団体への説明会を行うとともに、市民意見の公募（パブリックコメント）を実施した。

2 市民意見等の聴取

(1) 説明会

ア 農業委員会説明会

平成28年12月26日（月）農業委員会総会（出席者：33名）

イ 市民説明会

平成29年1月20日（金） J Aかながわ西湘片浦支店（出席者：0名）

平成29年1月27日（金） 小田原市役所（出席者：6名）

平成29年1月31日（火） 尊徳記念館（出席者：10名）

平成29年2月7日（火） 橘タウンセンターこゆるぎ（出席者：10名）

平成29年2月10日（金） 梅の里センター（出席者：4名）

ウ 関係団体説明会

平成29年2月14日（火）小田原市役所（出席者：68名）

関係団体：建築士会、建築士事務所協会、測量設計業協会、土地家屋調査士会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会

エ 説明会における主な意見の内容

〈別添資料2-1参照〉

(2) パブリックコメント

ア 意見提出期間 平成29年3月10日（金）から平成29年4月10日（月）まで

イ 意見数 135件（54人）

ウ 意見の内容

〈別添資料2-2参照〉

3 原案からの主な見直しの方向性〈別添資料2-3参照〉

(1) 既存集落（連たん）の基準

- ・住宅の戸数50戸の取扱い
- ・農家分家等連たんの戸数の取扱い
- ・土砂災害警戒区域等の取扱い

(2) 「既存タイプ」「緑住タイプ」の基準

- ・宅地要件の拡充
- ・開発区域面積の上限の取扱い
- ・開発道路の取扱い

(3) 施行時期

- ・施行時期の見直し

4 今後の予定

平成29年4月20日	建設経済常任委員会 (新たな開発許可制度(修正案)の報告)
4月～	関係団体説明会(6回)の開催
6月～	市民説明会(15回)の開催 (JAかながわ西湘各支店ほか)
9月定例会前	建設経済常任委員会 (新たな開発許可制度(案)、市民、関係団体説明会の報告)
9月	9月定例会に条例案上程
11月～	新たな開発許可制度の周知

平成30年11月30日 既存集落持続型開発許可制度の施行

市民、関係団体説明会における主な意見の内容（中間状況報告）

1 既存集落持続型開発許可制度全般について

主な質問・意見	市の考え方
・立地が制限されるように感じるが、抑制が前提ということか。	・地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度であると考えています。
・優良田園住宅型連たん区域開発許可制度の見直しは唐突である。経過措置期間を設けるべきだ。	・ご意見を参考に検討します。
・いきなり施行ではなく、公布と施行の時間差や経過措置期間などの考えはないか。	

2 開発許可の対象となる既存集落の要件について

主な質問・意見	市の考え方
・連たん基準について、おおむね規定を活用しないのか。	・ご意見を参考に検討します。
・学校や店舗は地域コミュニティを形成するものだと考えるが、なぜ連たんから除外するのか。	・既存集落内の開発可能性を保持しつつ、宅地の外延化などを抑制する仕組みとして、除外するものです。
・法第34条第11号では、市街化区域内に存するものも含むとなっているが、市街化区域を除外する考えはどこに基づいているのか。	・法第34条第11号では、「連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、条例で指定する」と規定されており、この規定に基づいて、条例で指定する範囲から除外するものです。

3 既存タイプに適用される開発許可の基準について

主な質問・意見	市の考え方
・最低敷地面積について、従前からそれ未満の面積の土地の取扱いはどうなるのか。	・最低敷地面積の規定は、敷地の分割、統合が生じる場合の基準であり、従前の土地をそのまま利用する場合は適用されません。
・開発区域の面積がなぜ1,000平方メートル未満なのか。	・敷地の分割等は、法第34条第12号を活用することから、現行基準の1,000平方メートル未満としましたが、県の基準等を踏まえ検討します。

4 緑住タイプに適用される開発許可の基準について

主な質問・意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 開発道路の築造が認められないとはどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への影響を考慮し、開発道路の築造を認めないものとなりましたが、ご意見を参考に検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 新たな開発道路の築造は認めないという部分は答申にはないが、何に基づいているのか。 	

5 その他

主な質問・意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 農家分家住宅に連たん要件は、必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 農家分家住宅に連たん要件は不要です。
<ul style="list-style-type: none"> 農地を所有しているが、この土地に息子の住宅を建てたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の案件については、別途相談してください。
<ul style="list-style-type: none"> 現制度で許可をする場合、11月29日までにどこまですればいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな開発許可制度の施行日までに開発許可等を取得する必要があります。

パブリックコメントにおける意見の内容（中間状況報告）

1 意見募集の概要

題 名	都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例等の一部改正案
案の公表の日	平成29年3月10日
意見提出期間	平成29年3月10日（金）から平成29年4月10日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） 意見募集の周知（広報誌、メールマガジン、CATV）

2 結果の概要

意見数（意見提出者数）	135件（54人）
インターネット	11人
ファクシミリ	41人
郵送	0人
直接持参	2人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容（意見総数135件）

(1) 既存集落持続型開発許可制度全般について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方
1	移住促進のためには、調整区域の制度は抑制すべきではなく、地域の価値を損なうのではないか。		地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度が必要であると考えます。
2	制度改正について、年単位での十分な周知期間を設けるべき。		ご意見を参考に検討します。

3	既に制度活用を条件に売買済みの土地や周辺道路整備を先行して自費で行っている土地については、制度改正後も現行制度を適用するよう要望する。		制度改正後においては、現行制度を適用することはできません。
4	既に先行投資をしており、制度改正がされると多額の負債を抱えることとなる。現行制度でも許可基準のハードルが高く時間もかかる。		今後も十分な周知・説明を行うとともに、施行時期については検討します。
5	大規模開発では11月末までの許可が間に合わない場合も考えられる。許可まで求めるのではなく、申請や協議済での判断にする等に変更する必要があるのではないか。		
6	地権者への周知期間等も含め、3～5年の猶予期間が必要である。		
7	11月末までに制度を変更すると、多くの地主から反対の声が出るのではないか。		
8	既存宅地廃止の際にも3年間の猶予期間があったので、今回の優良田園についても3年間の猶予期間を設けるべき。		
9	農家の立場からすると、生産計画もあるので、1年程度の猶予期間があったほうがよい。		
10	優良田園の制度改正については、農地転用許可者の神奈川県や土地所有者や農業従事者等の意見を反映する必要があり、周知や内容確認の時間として一定の猶予期間が必要である。		

11	制度改正には、一定の猶予期間を設け、十分な周知がなされたかどうか、土地所有者の意思確認が行える方法を取り、過去や将来に禍根を残さないようにするべきである。	今後も十分な周知・説明を行うとともに、施行時期については検討します。
12	優良田園制度を活用する前提で土地を売却したが、様々な問題でまだ進んでいない。猶予期間を設けて欲しい。	
13	平成19年の優良田園導入時にも意見をしたが、10年が経過して、当時と状況は異なってきており、農地を手放したいという相談が増えている。市は優良田園の導入が誤りであったことを認め、既存宅地制度を残すべきである。	地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度として、新たな開発許可基準は必須であると考えています。
14	今回の制度改正により、地域に魅力がなくなり土地の資産価値を下げ、人口減少にも歯止めがかからなくなることが予想される。外延化や過剰供給を抑制するというが、市街化区域にそれだけの受け皿はあるのか。不動産の専門家などの意見を聞いて改正案を修正して欲しい。	地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度として、新たな開発許可基準は必須であると考えています。また、新たな開発許可制度については、優良田園住宅の建設に関する法律に基づく制度化を検討しており、このことにより自然豊かな市街化調整区域の節度ある活用が可能になるものと考えています。関係団体や市民への説明会、パブリックコメントにおける意見を参考に検討します。

15	今回の改正案が豊かな生活環境を支えるとは考えづらい。また、調整区域の開発行為は、民間主導で地籍の明確化に貢献している。さらに、全ての開発行為は測量・土地家屋調査業務の主要な事業であり、制度改正により開発行為が減少すれば、事業の存続問題となる。そのため、今回の制度改正だけでなく立地適正化計画等の運用も含めて、見直しを求める。		人口減少・超高齢社会への対応の中で、地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度として、新たな開発許可基準は立地適正化計画等を踏まえ必須であると考えています。
16	今回の制度改正は、都市計画審議会の答申内容と趣旨が異なるのではないかと。市街化区域中心部への都市機能・居住誘導が小田原らしいコンパクトシティとは言えないのではないかと。立地適正化計画もふまえて見直しを求める。		本制度は、都市計画審議会の答申内容に沿ったものです。また、立地適正化計画も踏まえ、人口減少・超高齢社会において、地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図るため、必要な制度であると考えます。

(2) 開発許可の対象となる既存集落の要件について

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方
17	連たん要件に公共施設や店舗等も加えるべき。		既存集落内の開発可能性を保持しつつ、宅地の外延化などを抑制する仕組みとして、除外するものです。
18	現行の優良田園制度でないと土地活用ができない限界集落については、制度改正後も優良田園を連たんに加えて欲しい。		
19	連たん要件に市街化区域も含めるべき。		
20	連たんについて、市街化区域の住宅、連たん区域、農家分家及び収用移転で立地された住宅を除くのはどうか。		

(3) 既存タイプに適用される開発許可の基準について

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方
21	既存タイプの最低敷地面積は、150㎡のままとすべき。		周辺環境との調和を図るために、宅地内緑化面積の規定を設けたものです。
22	既存タイプで開発区域の面積を1,000㎡未満とするのはどうか。		敷地の分割等は、法第34条第12号を活用することから、現行基準の1,000平方メートル未満としたが、県の基準等を踏まえ検討します。
23	既存タイプで前面道路の幅員4m以上を求めるのはどうか。		将来的に公共投資の可能性を抑える目的で定めるものでありますが、自己用については適用されません。
24	既存タイプで宅地要件を8項目から2項目に変更するのはどうか。		既存宅地の確認が明確に判断できる項目について検討します。
25	制度改正は非常に厳しい内容だが、既存宅地要件はなぜ小田原市だけ変更するのか。人口減少を助長するのではないか。今まで調整区域のインフラ整備に問題があったとは聞いていない。		既存宅地の確認が明確に判断できる項目については、ご意見を参考に検討します。

(4) 緑住タイプに適用される開発許可の基準について

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方
26	緑住タイプで開発道路の築造は認めるべき。		周辺環境への影響を考慮し、開発道路の築造を認めないものとしましたが、ご意見を参考に検討します。

(5) その他

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方
27	内容が分かりづらい。		今後も十分な周知・説明を行います。
28	説明会の周知が足りないのではないかと。地権者や関係自治会にもっと説明すべきである。		

29	制度改正については、建設業界や不動産業界のみならず、商業や交通運輸業など多岐にわたる業界において影響が生じることから、幅広い業界に周知が必要である。		今後も十分な周知・説明を行います。
30	内容が専門的すぎて理解できない。市民に分かりやすい説明の併設して欲しい。		
31	現行の優良田園制度により、接続する用水路の水質悪化や管理を難しくさせている。また、農地自体も大幅に減少してしまっている。		ご指摘の内容を踏まえ、地域コミュニティの維持・活性化と農業環境の保全を念頭に立地と抑制の両立を図る制度改正を行います。
32	現行の開発許可についても、手続きを緩和して2か月で許可すべき。		事務処理については、今後とも迅速に対応していきます。
33	今回の制度改正に伴い、開発ができるかどうかは農地転用等も関係するため、今後の説明会等には、都市計画課や農業委員会事務局を参加させるべき。		関係所管課と調整します。

既存集落持続型開発許可制度（修正案）について

(1) 既存集落（連たん）の基準（修正案）

修正案（新）	原案（旧）
<p>既存集落持続型開発許可制度における既存集落は、次の項目に適合していること。</p> <p>(ア) おおむね50戸以上の住宅（市街化区域に存する住宅、連たん区域で立地された住宅、平成19年11月30日以降に開発許可を受けて立地された農家分家及び収用移転の住宅を除く。）が、50メートル以内の間隔で連たんしている地域であること。</p> <p>(イ) 住宅の敷地相互間の間隔において、高速道路、鉄道、河川、農地によって明らかに分断されていないこと。</p> <p>※ ただし、次の区域は許可の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域（自己用の場合を除く。） ・急傾斜地崩壊危険区域（がけの災害防止工事が完了している区域を除く。） 	<p>既存集落持続型開発許可制度における既存集落は、次の項目に適合していること。</p> <p>(ア) 50戸以上の住宅（市街化区域に存する住宅、連たん区域、農家分家及び収用移転で立地された住宅を除く。）が、50メートル以内の間隔で連たんしている地域であること。</p> <p>(イ) 住宅の敷地相互間の間隔において、高速道路、鉄道、河川、農地によって明らかに分断されていないこと。</p> <p>(ウ) 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は除く。</p>

(原案の見直し内容とその理由)

- ・住宅の戸数を50戸からおおむね50戸に見直し
⇒開発許可制度運用指針では、「自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる区域は、おおむね50戸以上の建築物が連たんしている区域」とあることから、おおむね50戸以上とする。
- ・連たんの戸数から除くこととした農家分家及び収用移転で立地された住宅を平成19年11月30日以降に開発許可を受けて立地された農家分家及び収用移転で立地された住宅に見直し
⇒農家分家住宅等は、立地場所に制限を有しないことから、市街地の外延化が進むおそれがあるが、地域コミュニティの維持に寄与してきた背景もあることから、既存宅地開発許可制度の条例改正を行った平成19年11月30日を基準日とし、それ以前に立地された農家分家住宅等については、連たんの戸数に算入できるものとする。

・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域はすべて許可できないものとしていたが、「土砂災害警戒区域において、自己居住用の開発行為等」及び「急傾斜地崩壊危険区域において、がけの災害防止工事が完了している区域」について許可対象とすることに見直し

⇒開発許可制度運用指針では、「条例で区域を指定する際に、土砂災害警戒区域が含まれる場合には、開発許可担当部局と砂防部局（神奈川県）の間において、十分調整を行うこと」とあることから、神奈川県との調整を踏まえ、見直しする。

(2) 既存タイプ（既存宅地開発許可制度）及び緑住タイプ（優良田園住宅型連たん区域開発許可制度）の主な基準（修正案）
 ア 「既存タイプ」の主な基準（修正案）

修正案（新）	原案（旧）
<p>既存集落持続型開発許可制度の既存タイプは、次の基準に適合していること。</p> <p>(ア) 線引き前より住宅があった土地であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年6月10日前に土地登記記載事項証明書が宅地とされていた土地 ・昭和46年1月1日の固定資産課税台帳が宅地として評価されていた土地 ・昭和45年6月10日前に宅地造成等規制法の許可を受けて造成し、その完了検査済の土地 ・昭和45年6月10日前に建築物を建てる目的で農地転用許可を受けて、建築物を建築した土地 <p>(イ) 予定建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅（第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物）であること。</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満であること。</p> <p>(エ) 前面道路の幅員は4メートル以上であること。ただし、自己居住用に関するものは除く。</p> <p>(オ) 最低敷地面積165平方メートル以上であること。</p> <p>(カ) 植栽地が敷地面積の10パーセント以上設置されていること。</p>	<p>既存集落持続型開発許可制度の既存タイプは、次の基準に適合していること。</p> <p>(ア) 線引き前より住宅があった土地であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年6月10日前に土地登記記載事項証明書が宅地とされていた土地 ・昭和46年1月1日の固定資産課税台帳が宅地として評価されていた土地 <p>(イ) 予定建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅（第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物）であること。</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満であること。</p> <p>(エ) 前面道路の幅員は4メートル以上であること。ただし、自己居住用に関するものは除く。</p> <p>(オ) 最低敷地面積165平方メートル以上であること。</p> <p>(カ) 植栽地が敷地面積の10パーセント以上設置されていること。</p>

(原案の見直し内容とその理由)

- ・ 宅地要件に「宅地造成等規制法の許可を受けて造成し完了検査済の土地」及び「建築物を建てる目的で農地転用許可を受けて建築物を建築した土地」を追加し、2項目から4項目に見直し
- ⇒ 昭和45年6月の線引き以降、相当の期間が経過しており、既存宅地の確認が困難になっていることから、宅地であることが明確に判断できる要件について再検討を行い、2項目の追加をすることとする。
- ・ 開発区域の面積の上限を1,000平方メートル未満から3,000平方メートル未満に見直し
- ⇒ 神奈川県都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例が平成28年度に改正され、条例で取り扱う用途や規模が拡大されたことから、本市における基準も神奈川県との整合を図ることとする。

イ 「緑住タイプ」の主な基準 (修正案)

修正案 (新)	原案 (旧)
<p>既存集落持続型開発許可制度の緑住タイプは、次の基準に適合していること。</p> <p>(ア) 最低敷地面積300平方メートル以上であること。</p> <p>(イ) 予定建築物の用途は、専用住宅であること。</p> <p>(ウ) 建築物の建ぺい率が30パーセント以下、容積率が50パーセント以下であること。</p> <p>(エ) 植栽地が敷地面積の20パーセント以上設置されていること。</p> <p>(オ) 前面道路の幅員は6メートル以上 (通り抜け4メートル以上) であること。</p> <p>(カ) 市街化区域から1キロメートル未満の土地であること。</p> <p>(キ) 削除</p>	<p>既存集落持続型開発許可制度の緑住タイプは、次の基準に適合していること。</p> <p>(ア) 最低敷地面積300平方メートル以上であること。</p> <p>(イ) 予定建築物の用途は、専用住宅であること。</p> <p>(ウ) 建築物の建ぺい率が30パーセント以下、容積率が50パーセント以下であること。</p> <p>(エ) 植栽地が敷地面積の20パーセント以上設置されていること。</p> <p>(オ) 前面道路の幅員は6メートル以上 (通り抜け4メートル以上) であること。</p> <p>(カ) 市街化区域から1キロメートル未満の土地であること。</p> <p>(キ) 開発道路の築造は認められない。</p>

(原案の見直し内容とその理由)

- ・ 「開発道路の築造を認めないこと」から周辺環境に配慮した上で容認することに見直し
- ⇒ 計画的な土地利用を図ることを目的に、開発道路の築造により公共施設を整備すること、また、住宅立地ができる区域は、既存住宅から50メートル以内の規定もあり、市街地の外延化のおそれがないことから、周辺環境に配慮した上で認めることとする。

(3) 既存集落持続型開発許可制度の施行について

ア 施行時期及び経過措置(修正案)

修正案(新)	原案(旧)
平成30年11月30日施行	平成29年11月30日施行

(原案の見直し内容とその理由)

- ・ 施行時期を平成29年11月30日から平成30年11月30日に見直し
⇒この制度の内容を広く市民等に周知するため、1年の猶予期間を設けることとする。

境界確定等請求控訴事件について

1 訴訟概要

- 市外在住者（原告）が所有地の売却に当たり境界を確定しようとしたが、官民境界確認が不調に終わったため、土地の所有権を有することの確認、境界線の確認及び訴訟費用の負担について、平成27年1月29日付けで本市を被告として横浜地方裁判所小田原支部に提訴した。
- 平成28年7月20日及び8月17日に判決の言い渡しがあったが、境界確定の訴えが却下されるなど原告及び本市双方が判決内容に不服があることから、それぞれが東京高等裁判所に控訴し、平成29年2月22日に判決が言い渡された。

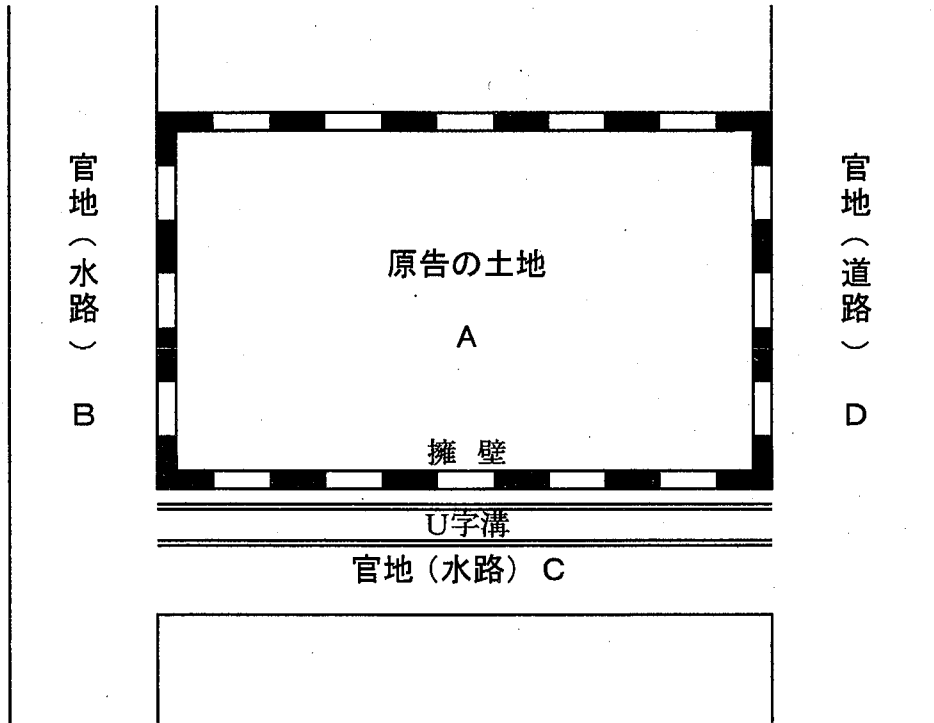
2 判決内容

- 原判決のうち「境界確定の訴えを却下」を取り消す。
- 境界は第1審原告の主張する位置であることを確定し、第1審原告が本件係争地の所有権を有することを確認するのが相当であると判断する。
- 訴訟費用は、第1審、2審を通じ2分し、それぞれが負担する。

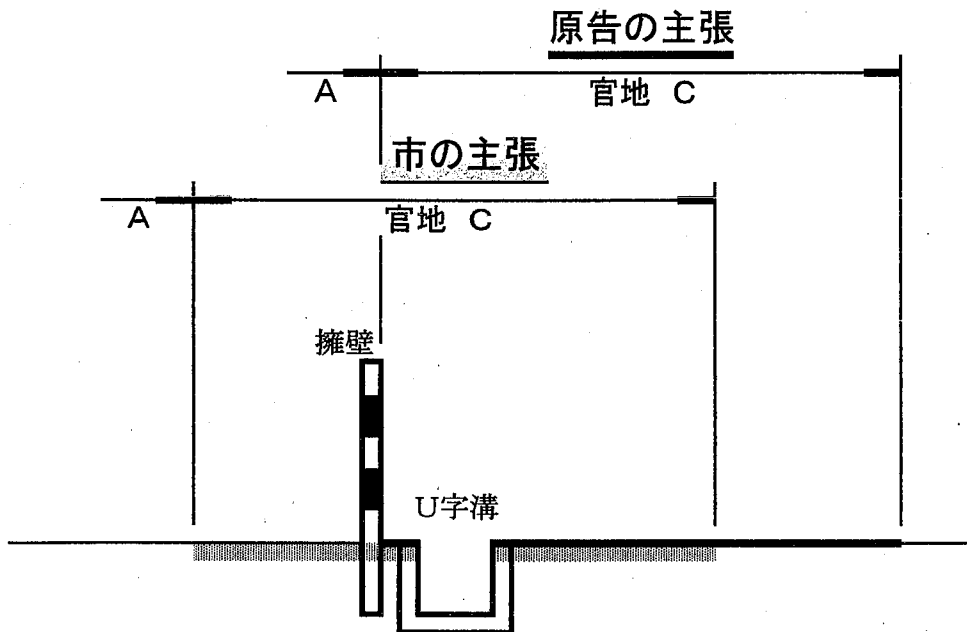
3 訴訟の経過

期 日	主 な 経 過
平成27年1月29日	原告が横浜地方裁判所へ訴状提出
平成28年7月20日	第1審判決言い渡し
平成28年8月2日	東京高等裁判所に控訴状を提出
平成28年8月17日	第1審追加判決及び更正決定言い渡し
平成28年8月29日	東京高等裁判所に追加判決に係る控訴状を提出
平成28年11月14日	第1回口頭弁論
平成28年12月19日	第2回口頭弁論
平成29年2月22日	第2審判決言い渡し

平 面 図



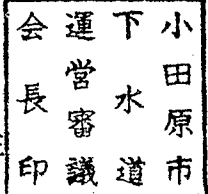
A-C 断 面 図





平成29年3月7日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市下水道運営審議会
会長 茂庭 竹生

下水道使用料に係る減免制度の見直しについて（答申）

平成28年12月6日付け下総第224号により、当審議会は、市長から下水道使用料に係る減免制度の見直しについて諮問を受けた。

当審議会では、下水道使用者や学識経験者、公募市民がそれぞれの立場から、さまざまな視点に立ち、慎重に審議を重ねた結果、次の結論を得たので答申する。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添える。

1 はじめに

現在、小田原市においては、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者等のうち、申請のあった者に対して、小田原市下水道条例及び同条例施行規則の規定により、下水道使用料を全額免除している。

しかしながら、生活保護費には下水道使用料（光熱水費相当額）が含まれており、下水道事業を運営していくうえで、使用者負担の公平性等の観点から、この取扱いが適正か否かが課題となっている。

このような状況から、下水道使用料に係る減免制度の見直しについて、市長から当審議会へ諮問がされたものである。

(1) 生活保護に係る減免制度の導入について

昭和59年10月に、下水道使用料が初めて改定されたことに併せ、生活保護に係る減免制度が開始された。これは、当時の審議会からの答申書（昭和59年5月9日付け）に記載されていた「（この改定が）当面使用者に急激な負担増とならないよう、配慮されたい。」という意見に対応したものと考えられるが、当面の措置は、すでに30年以上が経過している。なお、減免制度については、各自治体の判断により実施しているものである。

(2) 減免制度の実施状況

生活保護に係る下水道使用料の減免世帯数及び減免額は、平成17年度が639戸・約855万円、平成26年度は1,233戸・約2,173万円となり、年々増加傾向にある。

2 当審議会における主な論点

当審議会においては、さまざまな視点から検討がされたが、主な論点は次のとおりである。

- (1) 生活保護費に下水道使用料(光熱水費相当額)が含まれていることを踏まえ、当該減免制度は、使用者負担の公平性の観点から妥当か。
- (2) 下水道使用料と同様な他の公共サービス等と比較して、当該減免制度は妥当か。

3 主な論点における当審議会の考え方

- (1) 生活保護費に下水道使用料が含まれていることを踏まえると、この中から下水道使用料を支払っていただくべきものであり、現状では、当該減免制度を受けていない使用者との間において、不公平が生じているものと考えられる。
- (2) 下水道使用料と同様に生活保護費の光熱水費相当額に含まれる、水道料金(県・市)や民間サービスである電気・ガス代(以下「公共料金」という。)については、当該減免制度は存在しない。
したがって、下水道使用料を減免していることは、これら生活保護費に含まれる公共料金の取扱いと比較すると、不均衡が生じているものと考えられる。

4 諮問事項に対する当審議会の結論

当審議会は、小田原市下水道条例第 16 条の規定に基づき、小田原市下水道条例施行規則第 16 条に規定する、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者等の免除を廃止することについて、異議のない旨答申する。

5 附帯意見

生活保護受給者の方々の理解が得られるよう、十分な周知期間を設けたうえで実施するよう留意されたい。

なお、当審議会で議論があった、大規模災害等に係る減免制度について検討されることを要望する。

【 参 考 】

◆下水道使用料減免制度に係る根拠法令（抜粋）

(1) 小田原市下水道条例

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(2) 小田原市下水道条例施行規則

(使用料の減免)

第 16 条 条例第 16 条の規定により使用料を減額し、又は免除する基準は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者は、免除する。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市公共下水道使用料減額・免除申請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。（以下、略）

◆ 小田原市下水道運営審議会委員名簿

氏 名	組 織 ・ 役 職 名 等
◎茂庭 竹生	東海大学名誉教授 工学博士
○関野 次男	小田原市自治会総連合 理事
上村 純正	小田原箱根商工会議所 工業部会
川瀬 貴美子	小田原市地域婦人団体連絡協議会 会長
丸山 秀和	小田原・足柄地域連合
畠山 洋子	公募市民
早瀬 静佳	公募市民
望月 正光	関東学院大学 経済学部教授
小野 翻陽人	東京地方税理士会小田原支部 公認会計士・税理士
小澤 治枝	小田原市民生委員児童委員協議会
三枝 薫	神奈川県流域下水道整備事務所 所長
川原 俊彦	公益財団法人 神奈川県下水道公社 酒匂管理センター所長

◆ 審議経過

開 催 日	審 議 内 容
第 1 回 平成 28 年 12 月 6 日	・下水道使用料に係る減免制度の見直しについて（諮問） ・下水道使用料の概要及び減免制度について
第 2 回 平成 29 年 1 月 17 日	・下水道使用料減免制度の見直しについて
第 3 回 2 月 10 日	・答申書（案）について

